

環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 32)

1 日 時 令和6年10月16日(水)
午前10時00分 開会
午前10時12分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(8人)

委 員 長	富士川 厚 子	委 員	吉 村 太 志
委 員	田 仲 常 郎	委 員	井 上 秀 作
委 員	本 田 忠 弘	委 員	森 本 由 美
委 員	出 口 成 信	委 員	松 尾 和 也

4 欠席委員(1人)

副 委 員 長 河 田 圭 一 郎

5 出席説明員

消 防 局 長	岸 本 孝 司	予 防 部 長	山 本 芳 昭
予 防 課 長	渡 邊 晴 久		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委 員 係 長 伊 藤 大 志 委 員 会 担 当 係 長 梅 林 莉 果

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	防火防災活動と災害に強いまちづくりについて	消防局から別添資料のとおり説明を受けた。また、魚町・旦過地区の視察を行うことを決定した。

8 会議の経過

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、所管事務の調査を行います。

防火防災活動と災害に強いまちづくりについてを議題とします。

まず、市場・商店街等への火災予防対策について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。予防課長。

○予防課長 消防局から、市場・商店街等に対する火災予防対策について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。北九州市では、この2年半の間に、木造の市場・商店街や建築年数の古い木造建築物が密集している地域において、大規模な火災が続いて発生しました。このことを重く受け止め、令和4年度に開催いたしました、火災予防対策のあり方検討会の意見を踏まえまして、現在、重点防火指導対象地域51地域などを対象に、防火指導の強化、査察の強化、地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくりの3つを柱とした火災予防対策の強化に取り組んでいるところでございます。つきましては、これまでに行った市場・商店街等への火災予防対策の取組状況を報告するものでございます。なお、火災予防対策のあり方検討会、重点防火指導対象地域につきましては、別資料にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

資料の2ページを御覧ください。3つの柱の1つ目、防火指導の強化についてでございます。木造飲食店をはじめとする事業所関係者の防火意識の醸成や向上を図るため、知識や経験が豊富な消防OBである防火指導員が、昼夜の区別なく店舗一軒一軒を訪問して、きめ細かな防火指導を行っております。

取組状況は表に記載のとおりでございます。今年度からは、通年で、市内の耐火構造を除く木造等の飲食店約1,500店舗を対象に、防火指導を行っているところでございます。また、指導時には、タブレットを使って、日頃からの火災予防の重要性や、火災の発生から拡大するまでの映像を視聴してもらうなど、分かりやすい防火指導を心がけており、時間が取れない飲食店などについても、工夫しながら防火意識の醸成を図っているところでございます。

資料の3ページは、実際に防火指導員が防火指導や訓練指導を行っている様子でございます。

資料の4ページを御覧ください。3つの柱の2つ目、査察の強化についてでございます。この査察とは、消防法に基づき、消防職員が定期的に飲食店や物品販売店舗などに立ち入り、防火管理の状況や消防用設備等の設置、維持管理の状況が消防法令に適合しているかを検査し、違反があれば是正するよう指導するものでございます。

令和5年度からは、重点防火指導対象地域にある木造飲食店に対して、また、令和6年度からは、重点防火指導対象地域に加えて、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい地域にある木造飲食店についても、これまで3年から5年の査察周期であったものを1年に短縮し、査察頻度の増加を図っております。あわせまして、同地域にある木造飲食店の法令違反を最優先で是正するよう指導しているところでございます。今年度の実施状況につきましては、実施

予定約340の対象物に対しまして、令和6年9月末時点で約50%の実施率となっております。

また、査察を行う職員の人材育成に努めており、職員のスキルアップを図るため、査察研修を新たに開講しました。さらに、職員のモチベーションアップのため、予防技術資格者に認定バッジを交付しているところでございます。

資料の5ページを御覧ください。3つの柱の3つ目、地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくりについてでございます。

まず、地域ぐるみの訓練の必要性を知っていただくため、市場・商店街等の関係者がそれぞれの地域特性を理解し、大規模火災により地域全体が被害を受ける運命共同体であるという共通認識を持つよう啓発を行っております。その上で、消防局が調整役となって、地域が定期的かつ自主的に地域ぐるみの訓練を行うよう後押しをしております。

これまでの地域ぐるみの訓練の実施状況につきましては、重点防火指導対象地域のうち、木造商店街密集地域全20地域において各1回以上、また、重点防火指導対象地域外ではあるものの、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい全18か所を選定し、各1回訓練を実施しております。

資料の6ページを御覧ください。ここからは3つの柱以外の火災予防対策について、順を追って御説明いたします。

まずは消防設備の普及といたしまして、119番自動火災通報システム設置事業でございます。これは平成28年7月に発生いたしました八幡東区の祇園町マーケットでの火災を契機に、火災の早期発見と早期通報により被害の軽減を図ることを目的として、火災を感知すると自動で119番に通報するシステムを、希望する木造市場や木造アーケードに全額公費で設置いたしました。

また、令和4年4月の旦過火災を受けまして、平成28年度の事業で希望がなく、未設置であった木造市場5か所に、意向を確認した上で追加設置をしたところでございます。これにより、対象である市内の木造市場、木造アーケード19か所全てに設置が完了しております。

資料の7ページを御覧ください。同じく消防設備の普及といたしまして、今年度から開始いたしました、産業経済局所管の簡易型自動消火装置設置費補助事業でございます。これは、一たび火災が発生すると、延焼拡大するおそれの高い木造飲食店のちゅう房に、火災発生時の初期対応として有効かつ手軽に設置可能な簡易型自動消火装置の普及を目的に、設置費用の一部を補助するものでございます。補助率は9割、1台当たりの上限は5万5,000円で、他の補助事業と比べても手厚いものとなっております。対象は、木造商店街密集地域、木造住宅密集地域、大型店舗集合地域にある木造飲食店と、これ以外の地域であっても、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい箇所にある木造飲食店、計約280店舗でございます。

消防局もこの事業に連携して取り組んでおり、9月末までに消防職員が対象の全店舗に訪問し、防火指導と併せ、1回目の事業案内を終えたところでございます。現在、2回目の事業案内中であり、年度内に3回目を予定しております。繰り返しの事業案内を行い、設置促進につ

なげてまいりたいと考えております。

資料の 8 ページを御覧ください。地域、警察、消防が一体となった火災予防対策についてでございます。これは、今年 7 月に、福岡県警の本部長をはじめとする幹部の方々と北九州市長が参加しました連絡会議において、市場・商店街等を含む地域を対象に、警察と消防が協力して火災予防対策を推進していくことが確認されたところでございます。これを受けまして、8 月には、旦過、魚町地区において、合同で火災予防啓発や巡回を実施するなど、地域、警察、消防が一体となった火災予防対策を進めているところでございます。

今後の予定といたしまして、火災予防運動や年末特別警戒の期間中の火災予防啓発、そして、夜間を含めた巡回の強化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、資料の 9 ページを御覧ください。木造市場における防火対策である、みんなの市場守り隊事業についてでございます。これは、消防局が呼びかけ、電気事業者とガス事業者の 3 者が合同で、平成 29 年度から開始した事業でございます。それぞれの専門的立場から防火指導や点検を合同で実施しております。対象は、希望する市内の木造市場で、毎年度多くの木造市場から申込みをいただいております。

結びといたしまして、これらの取組により、北九州市の令和 5 年の火災件数は 197 件と過去最少を記録し、一定の効果を得ることができました。火災を発生させないためには、市民や事業者の方々をはじめ、町に関わる全ての方々に、町を火から守るという強い意志、高い防火意識を持って火災予防に取り組んでいただくことが根本となります。そのために、引き続きこれまで取り組んできた火災予防対策を着実に進め、安全で安心な安らぐ町の実現に努めてまいりたいと考えております。以上で御報告を終わらせていただきます。

この後、ただいま御報告いたしました取組や事業のうち、簡易型自動消火装置、防火指導員による防火指導、消火訓練の指導、そして、119 番自動火災通報システムにつきまして現地視察を御準備しております。なお、御質問などにつきましては、現地視察中もしくは視察後にお受けいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの説明に対する質問、意見は、後ほど現地視察時に時間を設けますので、その際にお願いたします。

次に、本日は本事件の調査の一環として、魚町、旦過地区の視察を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定します。

以上で会議を終了します。

環境水道委員会 委員長 富士川 厚子 ㊞